

八雲町津波避難計画改定業務

質問及び回答

質問年月日	令和6年6月14日
質問 1	現行の八雲町津波避難計画について、事前にデータ提供もしくは閲覧させていただくことは可能でしょうか。
回答 1	現行の八雲町津波避難計画について、閲覧は可能です。別途、当町ホームページに掲載いたします。
質問 2	仕様書P. 4の「(5)八雲町防災会議運営補助」について、本業務で運営補助を行うのは津波避難計画が対象という理解でよろしいでしょうか。また、防災会議の開催時期や回数など、想定されていたらご教示いただけないでしょうか。
回答 2	「八雲町津波避難計画の改定」に係る八雲町防災会議運営補助が対象です。 現時点における予定として、防災会議の開催時期は7月中旬に1回、及び令和7年2月から3月の間に1回、計2回の開催を想定しています。
質問 3	仕様書P. 4の「(5)八雲町防災会議運営補助」について、防災会議では津波避難計画の審議のほか、地域防災計画の審議も実施する予定でしょうか？
回答 3	現時点において、八雲町地域防災計画の審議を実施する予定はありません。

質 問 4	仕様書 P. 3 の「⑥パブリックコメントの実施支援」について、パブリックコメントの実施時期及び期間をご教示いただけないでしょうか。
回 答 4	計画素案の進捗状況も勘案することとしますが、令和7年2月までに実施する予定です。期間は30日を予定しております。
質 問 5	八雲町地域防災計画は、町ホームページで公開されていますが、作成年月日が記載されていません。町ホームページで公開されているものが最新という理解でよろしいでしょうか。 また、令和6年度において、地域防災計画の見直しは実施されているところでしょうか。
回 答 5	八雲町地域防災計画について、当町ホームページに別途掲載いたしますので、確認をお願いいたします。 また、現時点において、地域防災計画の今年度内の見直しは予定されておられません。
質 問 6	実施要綱の10.(2)業務提案書(任意様式)について、枚数制限が無いとの理解でよろしいでしょうか。
回 答 6	業務提案書に枚数制限は設けておりません。
質 問 7	様式6 提案書類提出書には、商号等記載することになっておりますが、プレゼンテーション・ヒアリングの実施時は商号等を秘する必要はないとの理解でよろしいでしょうか。
回 答 7	商号、会社名等を秘する必要はありません。